



再生クラッシャーランの使用に関する留意事項について（通知）

技術基準の種類:技術管理
通知日:平成12年7月7日

管 号 外
平成12年7月7日

部 内 各 課（室） 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

} 様

管 理 課 長
(公印省略)

再生クラッシャーランの使用に関する留意事項について（通知）

このことについては、平成11年2月16日付管第771号で通知しているところですが、適用に際して、不適切な対応となっている場合が見受けられます。
については、下記事項に留意し、適切な対応に心がけてください。

記

- 1 主にコンクリート塊を再資源化した再生クラッシャーラン（以下「Rcc」という。）は、原則として小構造物の基礎材、裏込め材、仮設道路の路盤材に使用すること。
ただし、Rccが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、主にアスファルト・コンクリート塊を再資源化した再生クラッシャーラン（以下「Rca」という。）を使用すること。
- 2 Rcaは、原則として下層路盤材に使用すること。
ただし、Rcaが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、Rccを使用すること。
- 3 1及び2において、再生材が必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用すること。
- 4 工事発注後、請負者から再生材が必要量確保できない旨又は品質が確保できない旨の申し出があった場合、監督員は、その状況を確認した上で設計変更を行うこと。

(建設省通達を添付)